

発行日：2025年1月10日

文書番号：D-009-00

改定日：2026年1月14日

改訂No.：1

安全データシート (SDS)

1. 製品名及び会社情報

製品名 アクティヴテクス AS-106DAJ
会社名 株式会社アサヒ産業
住所 埼玉県川口市朝日4-21-62
担当部署 空調部
電話番号 048-227-5121
ファックス番号 048-227-5122
整理番号 D-009

2. 危険有害性の要約

GHS分類 物理化学的危険性 : GHS分類に該当するデータなし
GHS分類に該当しない他の危険有害性 : 特になし
GHSラベル要素
絵表示 : 該当なし
注意喚起語 : 該当なし
危険有害性情報 : 燃焼時の条件によっては、一酸化炭素等の有害ガスを発生する可能性がある。100℃以上の高温部近傍においては、繊維に付着している油剤に引火する可能性がある。
注意書き : 該当なし

3. 組成及び成分情報

(繊維クロス)

単一製品・混合物の区分 成形品
一般名 ポリアミド繊維

主要原料・添加物	CAS No.	含有量 (%)
主要原料：ポリパラフェニレンテレフタラミド	26125-61-1	> 89
繊維処理剤：油分	非公開	非公開

(表面処理材)

単一製品・混合物の区分 混合物

一般名 アルミニウム蒸着ポリエチレンテレフタレートフィルム

主要原料・添加物	CAS No.	含有量 (%)
主要原料：ポリエチレンテレフタレート	25038-59-9	> 97
付加物：アルミニウム	7429-90-5	< 0.5
付加物：その他	—	≤ 2.0

(接着剤1)

単一製品・混合物の区分 混合物

一般名 合成ゴム接着剤

主要原料・添加物	CAS No.	含有量 (%)
主要原料：クロロプレンゴム	9010-98-4	58-62
添加物：酸化亜鉛	1314-13-2	4>
添加物：酸化マグネシウム	1309-48-4	4>
添加物：フェノール樹脂	25085-50-1	28-30
添加物：ジブチルヒドロキシトルエン	128-37-0	0.8>
添加物：トルエン	108-88-3	> 1
添加物：n-ヘキサン	110-54-3	> 1

労働安全衛生法：名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9）トルエン；法令指定番号：177（>1%）

(接着剤2)

単一製品・混合物の区分 混合物

一般名 高機能ポリエチレンフィルム

主要原料・添加物	CAS No.	含有量 (%)
主要原料：エチレン・メタクリル酸共重合物の アイオノマー	28516-43-0 25608-26-8	非公開
添加物：その他	非公開	非公開

4. 応急措置

吸入した場合

：通常の使用で吸引することはないが、加熱または燃焼などによって生じるガスを吸入した場合は直ちに空気の新鮮な場所に移動させ安静にする。その後異常があれば医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

：通常の使用で付着する事はないが 高温時に溶融した状態で発生したガスの凝固物が付着した場合、大量の水を掛け十分に冷却させ、医師の診断を受ける。付着した凝固物を無理に剥がしてはならない。

- 眼に入った場合 : 眼に入った場合、清浄な水で洗い流すこと。コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合には外し、その後も洗浄を継続すること。もし眼の刺激が継続するようであれば医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、症状によっては医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 適切な消化剤 : 消化器（粉末・泡沫・炭酸ガス）、防火砂、大量の水
- 火災時の特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、腐食性及び／又は毒性のガス（アセトアルヒド、CO、CO₂及び窒素酸化物など）を発生するおそれがある。
- 特定の消火方法 : 火元の燃焼源を断ち一般火災と同じ方法で消火する。不完全燃焼時には、有毒なヒュームやガスが発生するので、閉鎖された場所における消火にあたっては、酸素ボンベ等の呼吸に必要な酸素を供給することができる装備をした上で消火作業を行なう必要がある。
- 消火を行なう者の特別な保護具及び予防措置 : 耐熱性手袋／消防服／保護面並び呼吸用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 鼻や口からの摂取、眼に入らないように留意する。
- 保護具及び緊急措置 : 繊維長の短いカットファイバーを取り扱う場合には、吸入したり目に入ったりしないように防塵マスク及び保護眼鏡またはゴーグルを着用する。
- 環境に対する注意事項 : 環境においては長期間分解せず、環境汚染の原因となるため、河川などに放出しない。海洋生物、鳥類が誤って食べることがあるので、いかなる海洋や水域にも投棄、放出をしてはならない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 製品加工等の作業時に発生した糸くずなどは高性能フィルター付の掃除機を使用し吸い取ること。この場合空气中に飛散するような方法、例えば乾いた状態で掃く、エアジェットを使用するなどは避ける。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱いや設備での注意 : 禁煙、周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。眼や皮膚に触れたりしないように必要に応じ手袋、保護眼鏡（ゴーグルタイプが望ましい）、粉じんマスク（国家検定品）を使用する。
- 保管上の注意 : 指定可燃物（合成樹脂類）に該当するため、火気厳禁。雨水などがからないように注意する。直射日光、白熱灯や水銀灯等高温や強い紫外線を出す照明の近くには保管しない。また保管場所は施錠して保管する。

概要	: 適切な取扱いを行なう限り、人体に悪影響を及ぼしたという報告は、これまででない。
毒性	: 適用されず。
人体への影響	: アレルギー体質の方は、接触により皮膚障害を起す可能性あり。必要に応じて、触れた箇所を石鹸にてよく洗浄する。症状によっては医師の診断を受ける。
混触危険性を含む、安全な保管条件	: 繊維クロスは紫外線により劣化（変色、物性低下）するので、直射日光、白熱灯や水銀灯等高温や強い紫外線に暴露させないこと。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等	: 第3種粉じん；吸入性粉じん 2 mg/m ³ 総粉じん 10 mg/m ³ (日本産業衛生学会：2011) : 不純物としてN-メチル-2-ピロリドン (0.003%未満) 許容濃度 1 ppm 4 mg/m ³ ((日本産業衛生学会：2011)
設備対策	: 細かい繊維や粉じんが生じており、これらの空气中濃度を推奨する許容濃度以下に下げることがある場合は、繊維、粉じんなどを除去するフィルターを有する換気設備が必要となる。
保護具	: 通常の手扱いは問題ないが、繊維長の短いカットファイバーを取り扱う場合には、吸入したり目に入ったりしないように防塵マスク及び保護眼鏡またはゴーグルを着用する。
皮膚及び体の保護具	: 帯電防止性能を有する長袖の作業衣、帽子、安全靴など。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: やわらかいシート状
色	: 銀色 (表面処理)・不透明なゴールド色 (繊維クロス)
臭い	: わずかな臭気
融点	: 60～160℃ (ポリエチレンフィルム)
沸点又は初留点及び沸点範囲	: 情報なし
可燃性	: 難燃性
引火点	: 引火しない
分解温度	: 情報無し
pH	: 該当しない
溶解度	: 水に不溶
蒸気圧	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし
比重	: 1.44～1.47 g/cm ³ (繊維クロス)

その他の情報	: 限界酸素指数 (LOI 値) 29
	: 繊維クロス自体は引火性、発火点はないが、付着している油剤が 100℃以上の高温において沸騰・分解し、発煙を発生させる可能性がある。また 100℃以上の高温加熱部の近傍に放置すると油剤に引火する可能性がある。
	: 紫外線により劣化し、変色したり強度が低下する。
	: 塩素系漂白剤などの酸化剤により著しく強度が低下する。

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の取り扱いにおいては安定である。
化学的安定性	: 一般的な貯蔵・取扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	: 一般的な貯蔵・取扱いにおいては安定である。
避けるべき条件	: 高温に曝されると、分解し可燃性ガスを発生する。
混触危険物質	: 火気に近づけない。
危険有害な分解生成物	: 燃焼時により CO、CO ₂ 、及び窒素酸化物等の有害ガスが発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性	: 知見なし
皮膚腐食性／刺激性	: 知見なし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 知見なし
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 知見なし
生殖細胞変異原性	: 知見なし
発がん性	: 知見なし
生殖毒性	: 知見なし
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	: 知見なし
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	: 知見なし
誤えん有害性	: 知見なし

12. 環境影響情報

生態毒性	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生態蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

1 3. 廃棄上の注意

廃棄の方法 : 各自治体の条例に従って焼却などの処理を行なう。委託する場合は、許可を受けた廃棄物処理業者に委託する。

1 4. 輸送上の注意

注意事項 : 転倒、落下、破損のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に
行なう。水漏れ、高温放置、直射日光を避ける。

米国の道路・鉄道法令情報 : 該当しない

国際海上 (IMDG) : 該当しない

国際航空 (ICAO/IATA) : 該当しない

1 5. 適用法令

ポリエチレンフィルムに対し、関係法令などには次のものがある。

- 1) 消防法 : 危険物第四類第一石油類
: 「指定可燃物」合成樹脂類 (3000kg以上) に該当する。
- 2) 労働安全衛生法 : 労働省平成9年指針告示7号物質
- 3) 毒物及び劇物取締法 : 該当しない
- 4) 産業廃棄物 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 6. その他の情報

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性などに関しては、いかなる保証をなすものでもありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

【参考文献】

「許容濃度等の勧告 (1996)」 : 産業衛生学会誌38巻172、1996

「産業中毒便覧 (医歯薬出版) Registry of Toxic Effects of Chemical Substances」

「既存化学物質ハンドブック」

【参考資料】

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 : GHS分類結果データベース

安全衛生情報センター : GHS対応モデルMSDS

【引用文献】

GHS 対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成基準 (JIS Z7253:2019)

*本書記載内容は AS-106DAJ に該当するものであり、類似製品等には一切関係ありません
また、納品を証明するものではありません。

*本書記載内容は、発行日現在のものです。製品使用等、予告なく変更する場合があります
ので、ご了承ください。